

第Ⅱ編 緑の将来像実現のための施策と制度・事業等

第4章 計画の実現に向けた考え方、施策と制度・事業の体系

4-1 グリーン・マネジメント

4-2 リーディング・プロジェクト

4-3 計画指標

4-4 施策と制度・事業の体系

4-5 制度・事業の内容と方針

4-1 グリーン・マネジメント

(1) グリーン・マネジメントとは

○本市では平成18年(2006年)の計画改訂時からグリーン・マネジメントの考え方を示し、これに沿って様々な取組を進めてきました。

○緑の環境をより良い方向に改善していくための、PDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルの考え方を取り入れたこのグリーン・マネジメントは、平成8年(1996年)の当初策定時からの基本的な考え方を変えずに実践してきたものです。

○市民をはじめとする、多様な主体が効果的に連携し、実施していきます。

○本計画は、計画期間が20年という長期計画であるため、中短期的な視点にも立ったマネジメントが必要です。

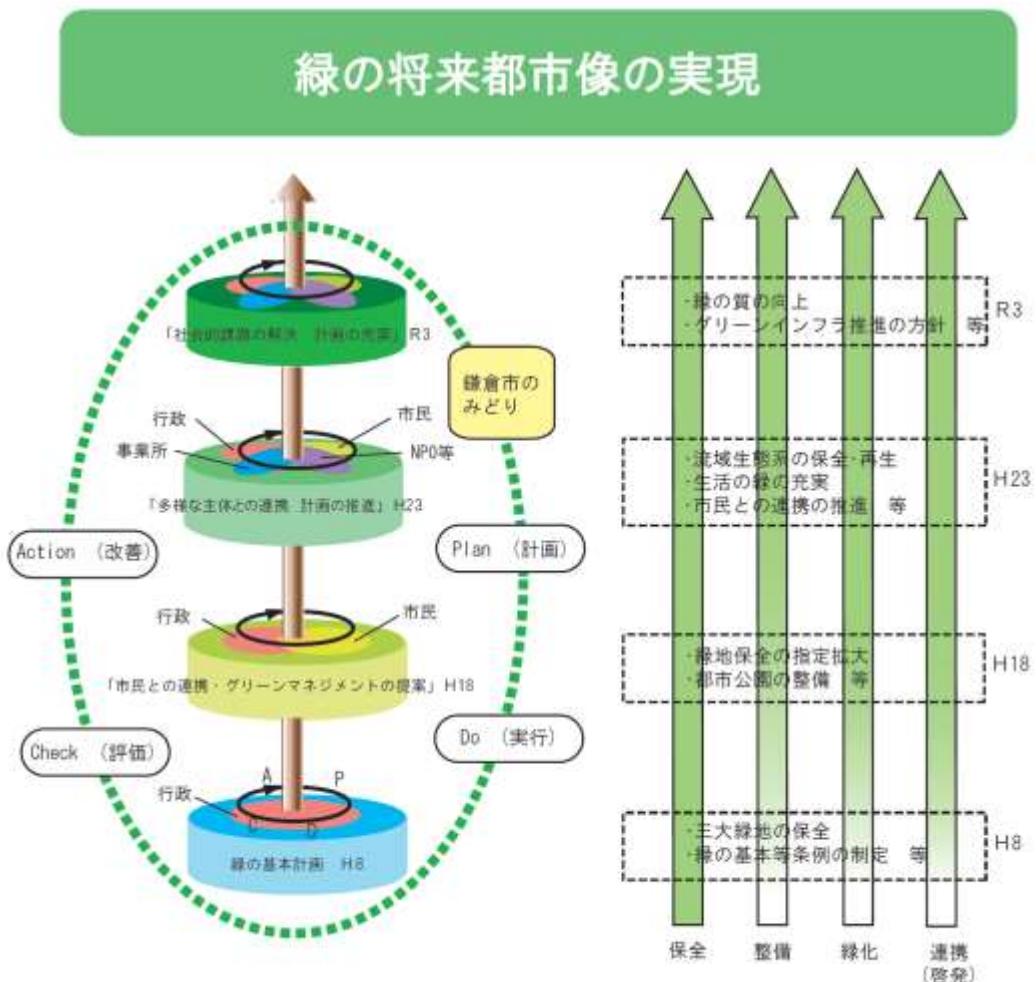


図4-1 グリーン・マネジメント実践の考え方

(2) グリーン・マネジメントの実践

○グリーン・マネジメントは次のような考え方方に沿って実践してきました。

■全ての緑の対象化

本市の緑の環境を構成する丘陵樹林地、市街地の緑、海岸線、都市公園・道路・河川における全ての緑を対象とします。

■目標・視点の共通化

それぞれの緑を個別の視点で見るのではなく、都市資産として共通の目標・視点に立った保全・整備・創造と管理・運営を行います。

■効率性・透明性の確保

効率性、透明性を確保するため、市民・土地所有者・市民団体・事業者・行政等の連携を基本とします。

■明確な目標設定

明確な目標を設定し、PDCAサイクルの考え方を取り入れた事業管理を行います。

○グリーン・マネジメントは、「鎌倉市のみどり」による施策実施の効果の検証や、プロセス、スケジュールや予算などを含めたアクションプランなどを活用し、進めています。

○今回の改定では、これまでの考え方を継承すると共に、新たな考え方を取り入れて、マネジメントの体制を強化します。

■データ・情報通信技術の活用

地理情報や各種調査結果を集積・分析し、緑政審議会の意見を聴きながら、データに裏付けされた施策展開を図っていきます。

■持続可能な運営体制

緑地保全基金の着実な運用や、ボランティア体制の整備など、災害等、突発的な事態にも強い運営体制の構築を図ります。

○グリーン・マネジメントは市民・事業者・行政がそれぞれ次のような役割を果たしながら、連携して取り組んでいくことを基本としています。

■市民

緑への理解を深めると共に、住宅敷地の緑化や緑のまちづくりのための様々な活動に参加する。

■事業者

事業所敷地内の緑化に取り組むほか、社会貢献の一環として緑の保全や緑化に関する活動等を企画・参加・支援する。

民間企業等のノウハウを活かした環境ビジネスを通じて、緑のまちづくりに貢献する。

■行政

国県や、他の自治体と連携し、緑の将来像の実現に向けた各種施策を着実に推進する。

市民や事業者の緑のまちづくり活動への参加について支援する。

緑に関する調査や情報提供を積極的に行う。

4-2 リーディング・プロジェクト

リーディング・プロジェクトは、緑の基本計画を実現する上で特に重要と考えるテーマを設定し、重点的に実施していくものです。

本計画では、「緑の質の向上」、「緑のネットワークの形成」、「多様な連携と資源の利活用」の3つをリーディング・プロジェクトのテーマとし、それぞれに目標と取組(事業)を定めて、グリーン・マネジメントの実践を推進します。

(I) 緑の質の向上 ー災害に強い安全なまちづくりと環境負荷の低減を目指してー

本市は豊かな緑に恵まれている一方で、人の手が入らなくなったことにより、荒廃が進む樹林地も見られます。緑の持つ機能を十分に発揮させ、本市の良好な都市環境を維持・向上させていくためには、樹林地の生物多様性の保全をはじめ、景観の形成や環境負荷の低減等に配慮しながら適正に管理・整備し、身近な生活空間の緑化をすることも必要です。

本計画においては、「斜面樹林地の安全性の向上」、「環境機能の向上」を目的とした維持管理を重点的に取り組みます。

I) 目的

- 本市に多く見られる斜面樹林地に対しては、倒木や土砂災害などの発生の防止に向けた維持管理を推進し、緑地の安全性を高めます。(図4-2)
- 都市における二酸化炭素吸収源である緑地を保全し、適切に維持管理することで、環境負荷の低減や地球温暖化防止、生物多様性の保全に寄与する緑地環境を形成します。
- すべての緑を対象に、第Ⅰ章に示す緑の持つ7つの機能を向上させる視点に立って、適正な整備・管理を継続的に行うことにより、緑の質の充実を実現します。

2) 取組の方針

災害に強い安全なまちづくりや環境負荷の低減のほか、生物多様性の保全や景観の形成に寄与する質の高い緑の保全に向けて、全市的な緑の維持管理を推進します。

①土地所有者の維持管理支援の強化

- 市内の樹林地の約6割を占める民有樹林地の維持管理を進めるため、民有緑地維持管理助成事業をはじめとした維持管理支援策を実施します。
- 災害発生の危険度を踏まえた樹林の整備目標、維持管理指針、技術的配慮事項について検討します。
- 維持管理における土地所有者、市民、行政の役割を分担し、国や県とも連携して支援体制を整えます。

関連する主な制度・事業 民有緑地維持管理助成事業、保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理、市町村森林整備計画など

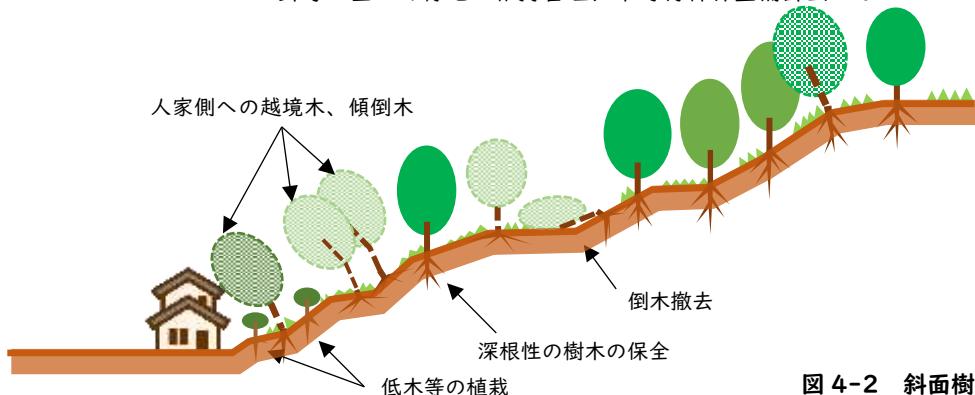


図4-2 斜面樹林地の維持管理の例

②間伐などの積極的な手入れによる緑の機能の向上

○間伐や大径化した樹木の若返り作業などにより二酸化炭素吸収・固定機能や環境負荷の低減に寄与する樹林地の維持管理を実施します。(表 4-1)

○生物多様性保全の考え方に基づき、生物の生息・生育環境の多様化と有機的な組み合わせを図り、貴重種や重要種の保護、種の地域性の保全、外来種の防除に努めます。(図 4-4)

関連する主な制度・事業 確保緑地の適正整備事業、緑地の管理指針の作成、緑地環境調査 など

③質の高い緑地空間の創出

○利用に適した史跡・庭園・水辺地などの緑の資源を持つ緑地を、歴史文化や自然とのふれあいの場となる都市公園等として整備し、質の高い緑地空間を創出します。

○地域住民と共に、市街地の緑化や身近な都市公園の再整備を行い、適正な維持管理を行うことでその質の充実を目指します。

関連する主な制度・事業 都市公園等の整備、公園施設長寿命化計画、市民緑地認定制度、まち並みのみどりの奨励事業、都市公園の再編整備 など

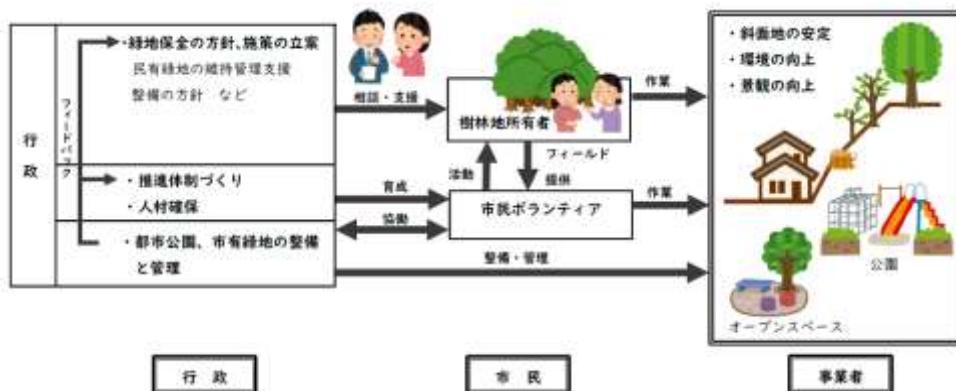


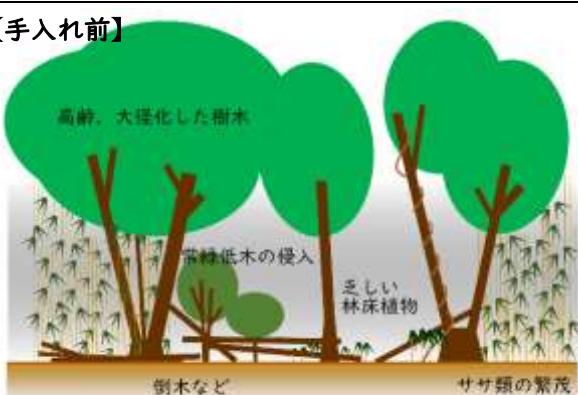
図 4-3 緑の質の向上の仕組

表 4-1 二酸化炭素の固定・吸収量の吸収係数と推計式、本市の推計値(参考 国土交通省 低炭素まちづくり実践ハンドブック資料編)

施策名	条件	吸収係数と推計式
緑地の保全	①間伐更新や補植などの管理が行われている場合	4.95 トン-CO ₂ /ha・年 × 管理実施面積(ha)
	②間伐更新や補植などの管理が行われていない場合(緑地法又は条例による緑地保全施策が講じられている場合に限る。)	1.54 トン-CO ₂ /ha・年 × 区域面積(ha)
公的空間における緑地の整備、民有地における高木植栽	③対象とする都市のみどりの高木本数が把握できる場合	0.0385 トン-CO ₂ ・年 × 高木本数(本)
	④対象とする都市のみどりの高木本数が把握できない場合(單位緑化面積当たり 200 本/ha 以上のみどりの場合)	15.73 トン-CO ₂ /ha・年 × 緑化面積(ha)

本市の樹林地による二酸化炭素吸収量の推計値 係数は②、樹林地面積は「鎌倉市の統計」森林面積(県森林再生課)を採用
 1.54 トン-CO₂/ha・年 × 約 1,284ha(市の樹林地面積)=約 1,977 トン-CO₂・年

【手入れ前】



【手入れ後】



図 4-4 手入れによる緑の機能の向上の例

(2) 緑のネットワークの形成 ー豊かな市街地環境をつくる緑ー

市域面積の約6割を占める市街地(住居系・商業系・工業系用地や公共公益施設などの都市的な土地利用がされている地域)においても生物多様性の保全、景観の形成、環境負荷調節等に寄与する緑の環境づくりや暮らしを支え豊かにする緑の創出に取り組み、質の高い市街地の緑化を推進することが必要です。

I)目的

- 市街地における緑のネットワーク形成では、道路・河川・都市公園などの公共空間が果たす役割が大きいことから、これらの緑とオープンスペースの整備を一体的に推進することで、緑の連続性を向上させ、多面的な機能を有する緑のネットワークの形成を図ります。
- 市民が主体となる民有地の緑化や緑地保全の取り組み等と連携することで、更なる緑のネットワークの形成を図ります。

2) 取組の方針

本市の緑豊かな都市環境においては、本計画により位置付ける緑化重点地区内の緑化施策を進めると共に、公共施設や民有敷地内の緑化を図り、身近な生活空間の緑のネットワークを形成します。

①保全すべき緑地の確保、都市公園等の整備

- 市街地内に断続的に分布する樹林地について、緑地保全に係る法制度や市独自の制度を活用し、地域の環境と種の特性に配慮する等の生物多様性の保全の観点も踏まえ、適切に保全を図ります。
- グリーンインフラの視点を取り入れた浸水対策として、雨水の貯留機能や浸透機能を有する緑地や都市公園を保全・整備します。

関連する主な制度・事業 特別緑地保全地区、風致地区、保全配慮地区、都市公園等の整備、公共施設の緑化、確保緑地の適正整備事業 など

②民有地の緑化の支援

- 質の高い市街地の緑地空間を創出するために、市民と連携しながら、市全域で民有地の緑化を推進します。

関連する主な制度・事業 まち並みのみどりの奨励事業

③多様な主体との連携による身近な緑の保全及び緑化

- 市民が主体となる緑地保全や緑化の取組を支援し、連携を図ります。
- 民有地を含むまちづくり事業等と連携した緑化等を誘導します。
- 市民と共に建物敷地内の緑化を推進し、オープン・ガーデンなどにより民有敷地内の緑化とそれを公開する取り組みを支援します。

関連する主な制度・事業 公園・街路樹・市民緑地愛護会、まち並みのみどりの奨励事業、まちづくり空地、自主まちづくり計画、市民緑地認定制度、緑のレンジャー、緑の学校講習会、オープン・ガーデンなど



図 4-5 緑のネットワーク

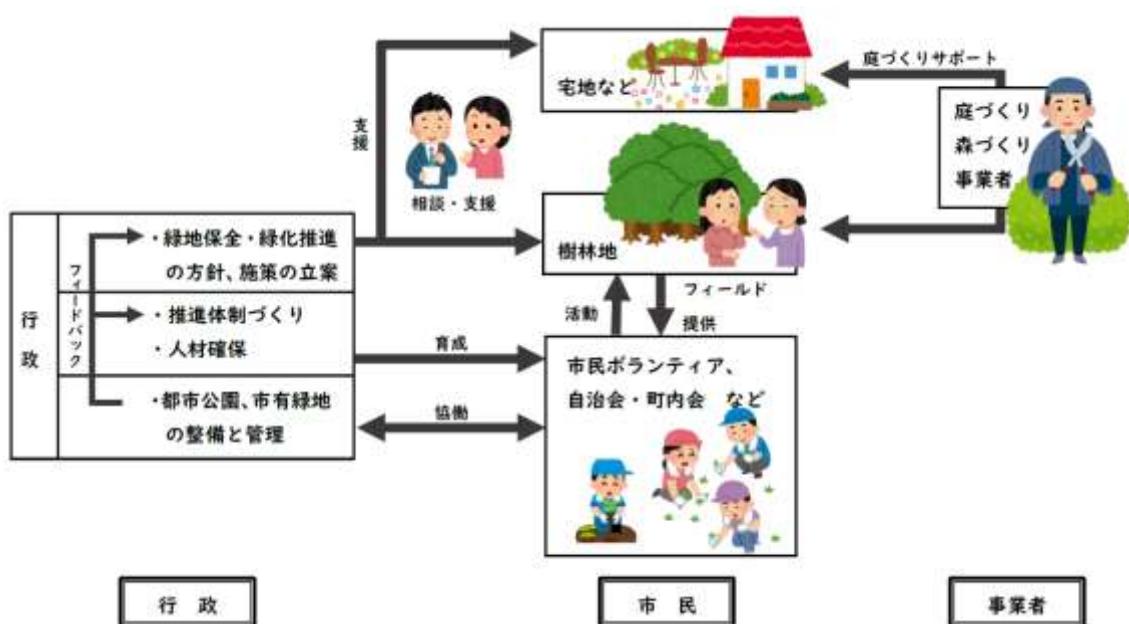


図 4-6 緑のネットワーク形成の仕組

(3) 多様な連携と資源の利活用 －共生の実現－

緑の将来都市像を市民や事業者など多くの主体が共有し、それぞれが適正な役割を果たしながらオープンスペースの利活用に積極的に関わり、更なる連携を進めていくことが重要です。

1) 目的

- 緑の将来都市像を市民や事業者との幅広い連携で推進していくため、さらなる緑地保全の担い手の育成や、連携の仕組みの充実を図ります。
- 都市公園や様々なオープンスペースを有効に活用し、コロナ後の社会様式や市民の意識の変化に柔軟に対応できる多様な交流ふれあい活動の場を整え、サービスを提供します。
- 緑の資源を有効活用することで、新たな循環を生み出し、市街地の生活環境の向上と豊かな暮らしを実現します。

2) 取組の方針

市民や事業者などの多様な主体が様々な形で参加できる取組を推進します。

また、本市の豊かな緑とオープンスペースをレクリエーション資源や歴史文化資源などとして活用ができるように、多様な主体と共に検討します。

①緑地の維持管理の担い手の育成

- 緑地の維持管理に主体的役割を持つ緑のレンジャーを始め、市民や企業など幅広い人材を対象として、緑地の維持管理の担い手の育成を図ります。
- 教育機関と連携した緑のまちづくり事業を展開し、連携事業のノウハウの蓄積や、学生ボランティアの参加などによる担い手の確保を図ります。

関連する主な制度・事業 緑のレンジャー、緑の学校、公園・街路樹・市民緑地愛護会 など

②緑とオープンスペースの積極的活用

- 地区公園、総合公園、風致公園、都市林などに加え、利用に適した地形条件や有する都市緑地を交流とふれあいの場として活用します。
- 身近な公園の質を向上させ、利便性の向上や利用者の増加を図ります。公園の再編整備計画を策定し、市街地の状況に応じた公園機能のバランスの改善、誰もが使える公園施設の導入など、市民のニーズを踏まえた新たな機能の導入等を進めます。

関連する主な制度・事業 都市公園等の整備、公園の再編整備計画 など

③多様な主体との連携

- 緑のまちづくりにおいて企業との連携を図るため、まちづくり空地の整備などの既存の制度に加え、公募設置管理制度（Park-PFI）や市民緑地認定制度などの新たな制度の導入を検討します。
- 民有緑地の維持管理を推し進める手法の一つとして、間伐材等の利活用を土地所有者や市民、事業者等と共に検討します。
- 緑地保全を軸として、市民等に加えて、教育・研究機関や行政内部の他事業との連携を図ります。

関連する主な制度・事業 公園の再編整備計画、まちづくり空地、Park-PFI、市民緑地認定制度、緑地の管理指針の作成 など

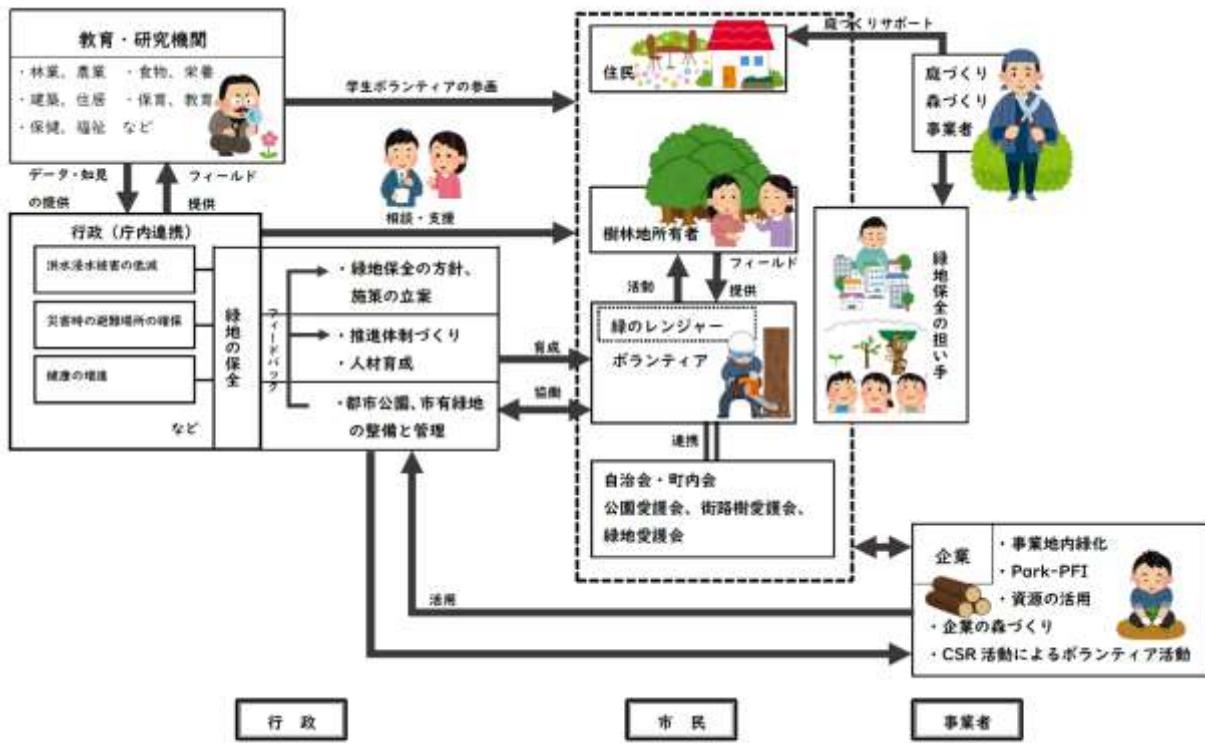


図 4-7 担い手の育成（連携）と循環の仕組み

コラム 木材利用はカーボンニュートラル

森林を構成する個々の樹木等は、光合成によって大気中の二酸化炭素の吸収・固定を行っています。森林から生産される木材をエネルギーとして燃やすと二酸化炭素を発生しますが、この二酸化炭素は、樹木の伐採後に森林が更新されれば、その成長の過程で再び樹木に吸収されることになります。

このように、木材のエネルギー利用は、大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないというカーボンニュートラルな特性を有しています。このため、化石燃料の代わりに木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制が可能となり、地球温暖化防止に貢献します。（林野庁 HP より）

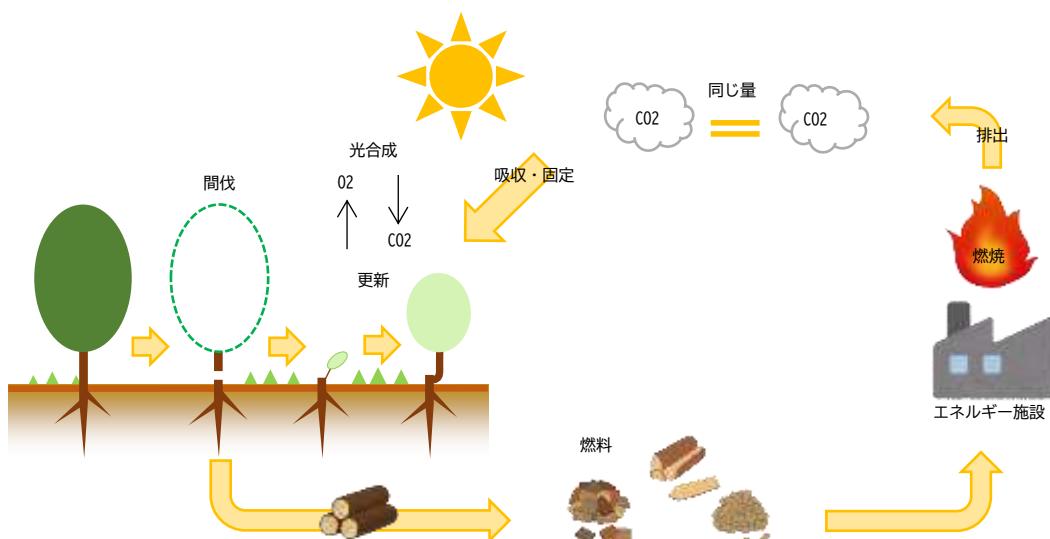


図 4-8 間伐材等の利活用（活用）

4-3 計画指標

リーディング・プロジェクトの計画指標を次のように設定します。

グリーン・マネジメントによる緑の将来都市像の実現に向けた取組を通じて、この目標の数値を上向きに推移させていくことを目指します。

計画指標は、令和3年度(2021年度)の実績値を基準値として、年度ごとの推移を取りまとめ、グリーン・マネジメントに反映します。

(I) 緑の質の向上の計画指標

○市有緑地は、緑地維持管理計画に沿って災害リスクの高い緑地での危険木等の伐採を行います。

計画指標	単位
危険木の伐採、枝払いの本数	本

○民有緑地維持管理助成事業を進め、適正な維持管理が行われている樹林地を増やします。

計画指標	単位
適正な維持管理が行われた樹林地の面積(竹林を含む)	約 ha

○緑地を保全することにより、二酸化炭素の吸収源を確保します。

計画指標	単位
CO ₂ 吸収量(表4-1の②の係数を用いて、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区の面積から算出する。)	トン-CO ₂

○公園・緑地を整備することにより、二酸化炭素の吸収源を確保します。

計画指標	単位
CO ₂ 吸収量(表4-1の④の係数を用いる。本市では、街区公園等における樹木の本数把握が難しいため、風致公園、都市林、都市緑地、市有緑地を対象とし面積から算出する。)	トン-CO ₂

(2) 緑のネットワーク形成の計画指標

○緑地の保全が確実に担保されている、地域制緑地の指定を進めます。

計画指標	単位
歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区の指定面積の合計	約 ha

○市民等が利用する公園等の整備を進めます。

計画指標	単位
供用している都市公園、児童遊園、青少年広場等の合計面積	約 ha

○まち並みのみどりの奨励事業により民有地の緑化を支援します。

計画指標	単位
まち並みのみどりの奨励事業による接道緑化延長	メートル

(3) 共生の実現の計画指標

○市民が主体となる緑の取り組みを支援します。

計画指標	単位
公園・街路樹・市民緑地愛護会、緑のレンジャー、緑の学校の活動件数及び参加者人数	日人

○都市公園の老朽化等に対応し、機能の見直しや施設の更新を行います。

計画指標	単位
機能の見直しや施設の更新を図った公園数	箇所

グリーン・マネジメントを、次のようなPDCAサイクルを取り入れて実践していきます。

○計画実現のための施策を着実に実行するため、令和7年までを計画期間とするアクションプランを策定します。

○第3期までは、6年ごとにアクションプランを含む施策全般について進捗状況を検証・評価し、緑の基本計画の見直しの要否を検討します。

○毎年の施策の実施状況を「鎌倉市のみどり」で公表し、市民の意見を施策の改善に活かします。



【計画(Plan)】

【アクションプラン】

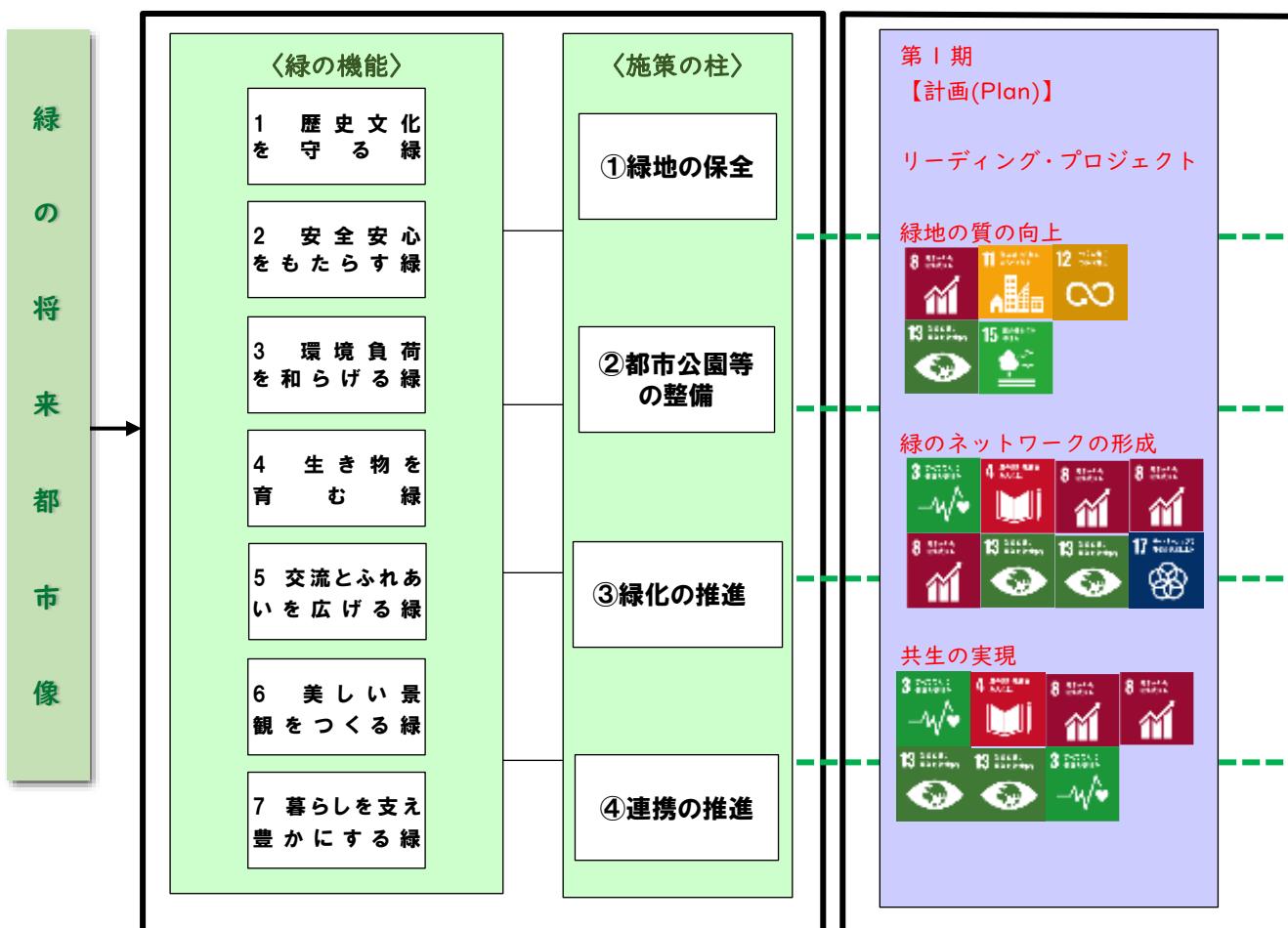
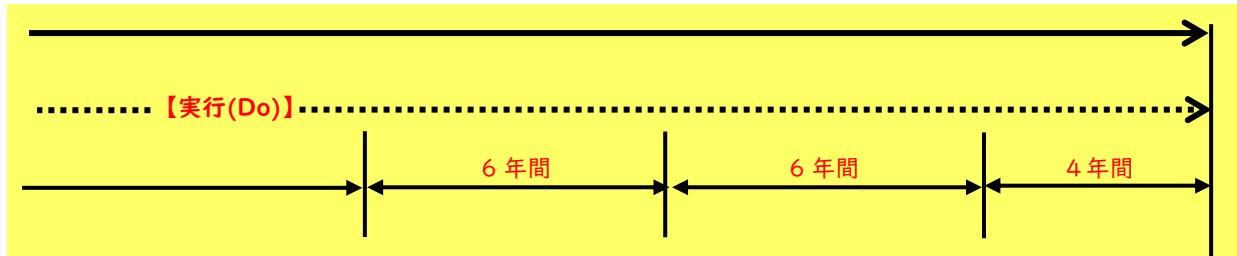
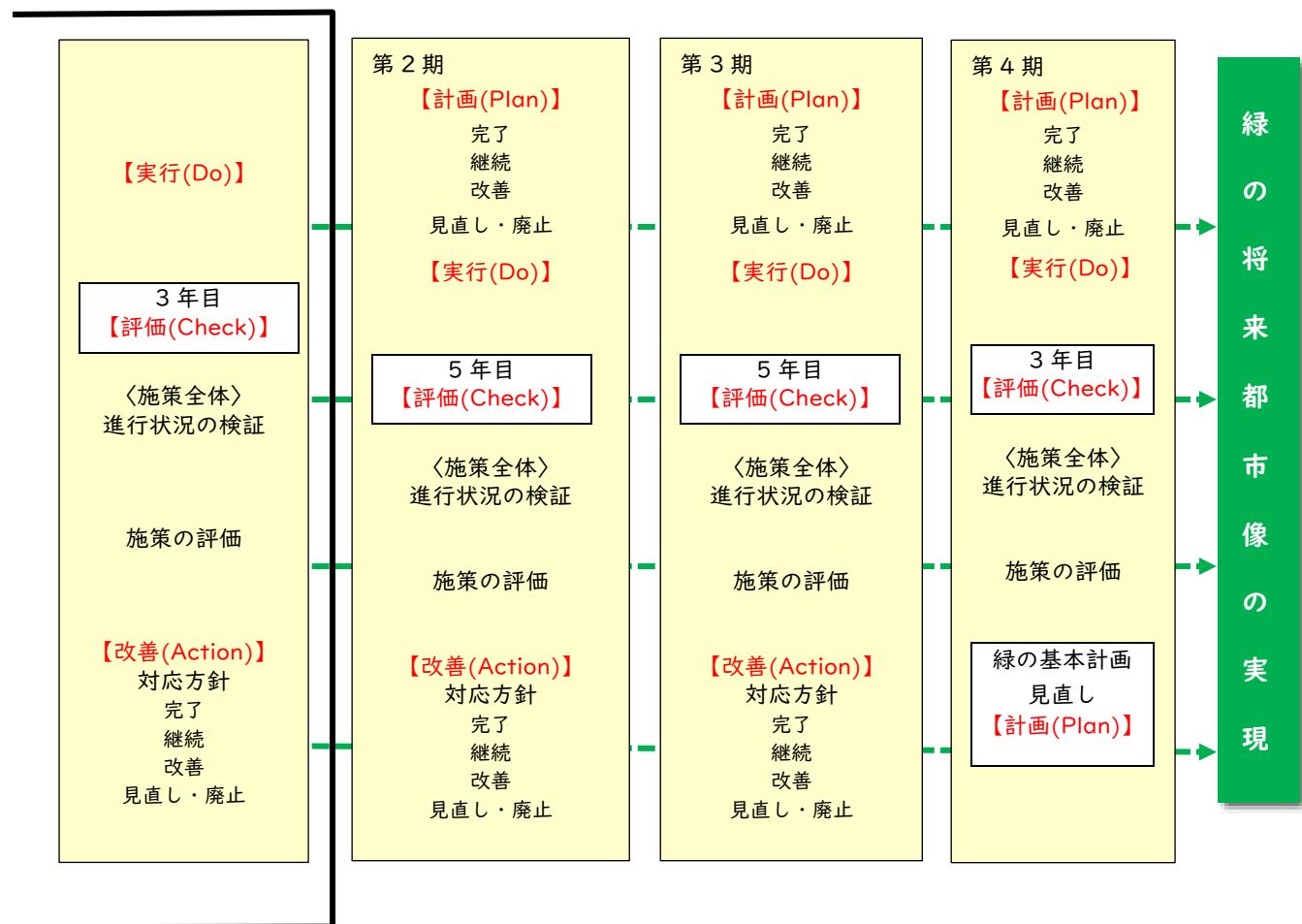


図4-9 グリーン・マネジメントの実践



鎌倉市総合計画・実施計画に合わせて見直しの要否を
検討する。

【評価(Check)】・【改善(Action)】



4-4 施策と制度・事業の体系

1) 4つの施策の柱

○3-2に示すとおり、緑の将来都市像に向けた施策は「緑地の保全」、「都市公園等の整備」、「緑化の推進」、「連携の推進」に集約し、これらを計画推進の施策の柱とします。

計画推進の4本の施策の柱

① 緑地の保全

緑地保全に係る法制度、法制度に基づく契約・協定等、市独自の緑地保全等に係る制度等、緑地保全財源の確保等、緑地の質の充実に係る制度・事業を推進する

② 都市公園等の整備

都市公園等としての保全・整備、その他のオープンスペースの確保に係る制度・事業を推進する

③ 緑化の推進

緑の創出に係る法制度、公共施設の緑化、市民が主体となる緑化への支援に係る制度・事業を推進する

④ 連携の推進

緑化推進団体等の育成と連携、古都鎌倉の緑の知識の普及、緑に対する意識の高揚にかかる制度・事業を推進する

○4本の施策の柱は、それぞれが密接に結びついており、互いに関連し合いながら、更なる施策の推進を生み出します。例えば、緑地を保全し良好な緑が身近にあることで、緑を守りたい、緑を育ててみたいなど、市民の連携の意識が高まることに繋がります。

2) 施策と制度・事業の体系

○4つの施策を実行していく上でのツールが、4-5に記す「制度・事業」です。

○図3-18に示す実現のための施策方針図では、どのような施策を適用するかを示しています。図4-14に示す緑地指定等の方針図では、施策実現のためにどのような制度・事業を適用していくのかを示しています。施策方針図は、本計画の計画期間である20年よりも長期的な視点で取り組む施策の方針、緑地指定等の方針図は計画期間内の方針を示しています。

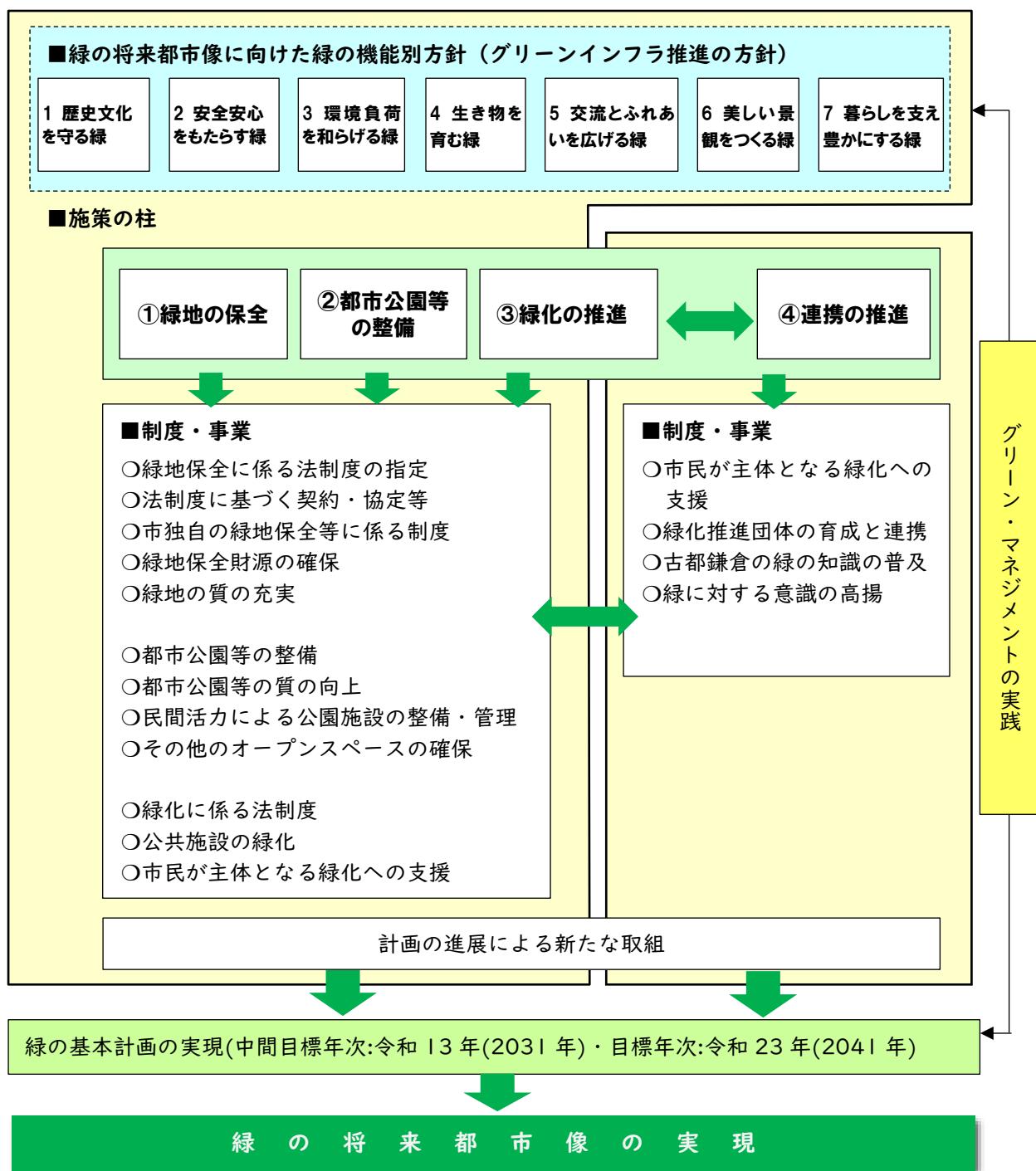


図4-10 施策の体系

4-5 制度・事業の内容と方針

■施策推進のための制度・事業

項目	制度・事業	主な事業主体 ^{*1}			掲載頁
		市民	事業者	行政	
緑地保全に係る法制度の指定	歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区			○	108
	近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区			○	108
	特別緑地保全地区			○	108
	風致地区			○	108
	保安林			○	109
	市町村森林整備計画			○	109
	史跡・名勝・天然記念物			○	109
	農用地区域	○	○	○	109
	生産緑地地区・特定生産緑地	○	○	○	110
法制度に基づく契約・協定等	市民農園		○	○	110
	市民緑地契約	○		○	110
	緑地協定	○	○	○	110
	管理協定	○		○	111
	保全配慮地区 ^{*2}			○	111
市独自の緑地保全等に係る制度	保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地維持管理助成事業	○		○	112
	緑地保全推進地区			○	112
	緑地寄附受け入れ基準				113
	市民の自主的なまちづくりの提案等と連携した緑地保全	○		○	113
緑地保全財源の確保	緑地保全基金			○	113
	市民公募債(グリーンボンドの活用)	○	○	○	113
緑地の質の向上	確保緑地の適正整備事業			○	114
	自然環境調査			○	114
	森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理	○	○	○	114
	緑地保全・管理の広域的対応			○	114
都市公園等の整備	街区公園			○	115
	近隣公園・地区公園			○	115
	総合公園			○	115
	風致公園・歴史公園			○	116
	都市林			○	116
	都市緑地			○	116
	景観重要建造物等と一体となった都市公園			○	117
	借地公園			○	117
	開発行為に伴う公園・緑地の設置	○	○	○	117
	身近な都市公園の再編整備			○	117
	青少年広場等			○	118

項目	制度・事業	主な事業主体※1			掲載頁
		市民	事業者	行政	
都市公園等の質の向上	公園施設長寿命化計画			○	118
民間活力による公園施設の設置・管理	公園設置者以外の者による公園施設の設置・管理		○	○	119
その他のオープンスペースの確保	まちづくり空地の整備	○	○	○	120
	市民緑地設置管理計画認定制度	○	○	○	120
	総合設計制度による公開空地等の整備		○	○	120
	ウォーカブル推進都市	○	○	○	120
	遊歩道等の整備			○	121
緑化に係る法制度	緑化地域			○	121
	風致地区・開発事業区域内等の緑化	○	○	○	121
	景観地区	○	○	○	121
	緑化重点地区※2	○	○	○	122
公共施設の緑化	道路の緑化			○	122
	河川環境の整備			○	122
	公共施設の緑化			○	122
	鎌倉山桜並木保存計画	○		○	122
市民が主体となる緑化への支援	まち並みのみどりの奨励事業	○	○	○	123
	自主まちづくり計画策定地区等での緑化	○		○	123
	地域提案型の公共施設の緑化	○		○	123
	オープン・ガーデンの支援	○		○	123
緑化推進団体の育成と連携	ボランティアやトラスト運動との連携	○		○	123
	緑のレンジャー・担い手の育成	○		○	124
	公園愛護会・街路樹愛護会・市民緑地愛護会等	○		○	124
	緑地保全・緑化推進法人	○	○	○	124
緑の知識の普及	緑の情報提供・緑化窓口の充実			○	124
	緑の学校等講習会の開催	○	○	○	125
	学校での環境教育との連携	○		○	125
緑に対する意識の高揚	緑のポスター・コンクール等	○		○	125
	緑化パンフレット等の配布			○	125
	緑化まつり等の開催	○	○	○	125
	緑の顕彰制度	○	○	○	125

※1 事業主体は、それぞれの制度・事業に対する市民・事業者・行政の関わりを示したものです。

※2 保全配慮地区及び緑化重点地区は、緑の基本計画に地区を設定し、地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度、市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案による緑化やオープンスペースの創出など、様々な制度を活用し、地区内の環境の維持・向上をめざすものです。

それぞれの地区内での活用を想定する制度・事業については、第5章「特定地区の保全・整備・緑化の方針」に記載します。

I) 緑地保全に係る法制度の指定

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区	
内容	<ul style="list-style-type: none">国民的遺産である古都鎌倉の歴史的風土を一体的に保存・継承するために、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none">歴史的風土特別保存地区の指定拡大を国・県に要請します。新たに、自然的環境と文化的遺産が一体となった歴史的風土の保存が必要となる場合は、歴史的風土保存区域の指定を働きかけます。 <p>※詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。</p>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none">古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年(1966年)1月13日法律第1号)

近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区	
内容	<ul style="list-style-type: none">首都圏の都市環境の形成に重要な役割を持ち、本市の都市環境も支える緑地を広域的な観点から保全するために、近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none">円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画に沿って、近郊緑地保全区域内の緑地の保全に県と連携し取り組みます。 <p>※詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。</p>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none">首都圏近郊緑地保全法(昭和41年(1966年)6月30日法律第101号)都市緑地法(昭和48年(1973年)9月1日法律第72号)

特別緑地保全地区	
内容	<ul style="list-style-type: none">都市における良好な自然環境となる緑地について、建築行為などの一定の行為制限などにより、現状凍結的な保全を図るために特別緑地保全地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none">特別緑地保全地区の候補地における、地区指定に向けた取組を進めます。特別緑地保全地区に指定している市有緑地に対して、指定趣旨に沿った維持管理を推進します。 <p>※詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。</p>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none">都市緑地法(昭和48年(1973年)9月1日法律第72号)

風致地区	
内容	<ul style="list-style-type: none">本市の風致を構成する市街地背後の丘陵や、材木座海岸から腰越海岸に至る海浜の自然的景観を、鎌倉らしさを特色づける優れた景観資源として一体的に保全するために、風致地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none">鎌倉市風致地区条例及び施行規則、鎌倉市風致保全方針に沿って、鎌倉市都市マスタープラン、鎌倉市景観計画の関連施策と整合を図りつつ、風致の維持・創出を図ります。鎌倉風致地区の指定区域につながる丘陵樹林地(拡大指定された部分も含む近郊緑地保全区域、特別緑地保全地区指定地、台峰地区の一帯)の指定拡大を図ります。 <p>※詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。</p>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none">鎌倉市風致地区条例(平成25年(2013年)12月17日)

保安林	
内容	・国土の荒廃を予防して洪水等の災害を防止、局所的な気象条件の緩和、塵埃、煤煙のろ過作用等及び市民のレクリエーション等、名所・旧跡の趣のある景色を価値付けている森林を保全するものです。
方針	・現在保安林として指定されている土地について、指定の継続等を県に要請します。
備考	【関係法令等】 ・森林法(昭和 26 年(1951 年)6 月 26 日法律第 249 号)

市町村森林整備計画	
内容	・県知事が策定する地域森林計画に即し地域森林計画の対象となる民有林を対象に、伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的事項等を定める、森林整備計画を策定するものです。 ・地域森林計画の対象となっている森林は、森林として機能している又は機能させることを期待する森林で、具体的には市街化調整区域内の森林、保安林、歴史的風土保存区域、風致地区、特別緑地保全地区内の森林などです。
方針	・森林整備計画に示す森林整備の基本方針に沿って、適正な運用を図ります。
備考	【関係法令等】 ・森林法 ・神奈川地域森林計画 ・平成 30 年(2018 年)3 月に鎌倉市森林整備計画を樹立

史跡・名勝・天然記念物	
内容	・記念物のうち重要なものを史跡・名勝又は天然記念物に指定すること等により、国民共有の財産である本市の歴史文化遺産を保護し、次代に継承するものです。
方針	・新たな指定の検討を進めるとともに、必要に応じて公有地化を図ります。
備考	【関係法令等】 ・文化財保護法(昭和 25 年(1950 年)5 月 30 日法律第 214 号) ・神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年(1955 年)4 月 1 日) ・鎌倉市文化財保護条例(平成 17 年(2005 年)3 月 2 日)

農用地区域	
内容	・都市近郊農業の健全な発展と無秩序な市街地の連担防止を図るため、農用地区域を指定して、市の農業拠点を形成する一団の農地を保全するものです。
方針	・農用地区域の指定継続により、農地の保全を図ります。
備考	【関係法令等】 ・農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年(1969 年)7 月 1 日法律第 58 号) ・神奈川県農業振興地域整備基本方針 ・平成 30 年(2018 年)7 月に、鎌倉市農業振興ビジョンを策定 ・平成 31 年(2019 年)3 月に、鎌倉農業振興地域整備計画を見直し

生産緑地地区・特定生産緑地	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 都市における緑地の適正な保全と都市農業の育成及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区を指定するとともに、特定生産緑地制度の活用を図るものです。 将来的にはその一部を都市公園等として整備し、地域住民のレクリエーション活動の場として活用を図るものです。 鎌倉市生産緑地地区指定基準等を満たす農地を生産緑地地区に指定します。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区の指定の追加・継続、及び特定生産緑地への移行により、都市農地の保全を図ります。 <p>※詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。</p>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産緑地法(昭和49年(1974年)6月1日法律第68号) 鎌倉市生産緑地地区の区域の規模に関する条例(平成30年(2018年)7月5日施行)

2) 法制度に基づく契約・協定等

市民農園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者の協力を得て、市域に分布する農地の一部を市民農園として整備し、開放するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園の開設者は、適正な運用と維持管理を行います。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律(平成元年(1989年)6月28日法律第58号)

市民緑地契約	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内の散策や自然観察などに適した緑地等に対して市民緑地契約を締結し、良好な樹林地等の保全を図るとともに、身近な自然とのふれあいの場を確保するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 関係する施策の進捗状況を踏まえて、緑地保全に係る法制度の適用を目指す緑地や、保全配慮地区で活用するとともに、土地等の所有者からの申し出に基づいて、地域に公開された緑地を確保します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法 鎌倉市市民緑地設置要綱(平成21年(2009年)3月30日)

緑地協定	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 住民自身による良好な市街地環境の形成を目的として、土地の所有者・借地権者又は開発事業者等が緑地協定を定め、市長が認可するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 緑地協定の締結に努め、風格ある鎌倉の都市景観を特色づける、住宅地の豊かな緑を保全します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法

管理協定	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の適正管理を目的として、緑地保全地域、特別緑地保全地区、及び近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区内の緑地を対象に、土地所有者に代わり地方公共団体又は緑地管理機構が所有者と協定を締結するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・特別緑地保全地区、緑地保全地域、近郊緑地保全区域・近郊緑地特別保全地区の指定状況を踏まえて、活用を検討します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法

保全配慮地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画で保全配慮地区を設定し、同地区内における市独自の緑地保全制度、市民が主体となる緑地保全・緑化への支援制度を活用し、地区内の環境の維持・向上を目指す制度です。 ・特別緑地保全地区以外の地区の緑地の現況、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市が地権者等市民の協力の下に、市民緑地契約の締結や条例による保全措置などを図るべき地区を定めるものです。 <p>※保全配慮地区は、その設定により、緑地の凍結的保全や新たな土地利用の規制を行うものではありません。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度の適用などにより保全した緑地(保全を目指す緑地を含む)の周辺緑地を対象に設定し、緑のネットワーク形成と確保した緑地の機能がより効果的に発揮できるように、きめ細かい事業を展開します。 <p>※詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。</p>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市緑地法

図 4-11 保全配慮地区的イメージ

3) 市独自の緑地保全等に係る制度

保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地維持管理助成事業	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木等は、風致の維持に寄与する美観的に優れた樹木・樹林・生け垣を保全するものです。 ・緑地保全契約は、市街地内に残るまとまりのある緑地保全・育成し、自然環境の保全と良好な生活環境を維持することを目的とするものです。 ・樹林管理事業は、歴史的風土保存区域・近郊緑地保全区域・特別緑地保全地区・緑地保全推進地区の民有の樹林地を良好に管理するため、市が予算の範囲内で除伐・枝払い等の樹林管理を行うものです。 ・民有緑地維持管理助成事業は、土地所有者が自ら行う緑地の維持管理活動に対して助成を行うものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・法制度適用前の緑地保全の緊急対応も含め、緑地の所有者への支援策として活用します。 ・効果的な制度運用を図るため、現行制度の再構築を検討します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>検討の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年の台風被害により樹林地の保全・管理の重要性が改めて浮き彫りとなった。 ○緑は、SDGsの目標指す持続可能な循環型社会を構築する上で大きな機能を有し、緑を適切に維持管理することで、防災面での機能強化や安全確保を図ることが可能となる。 ○令和元年から森林環境譲与税の譲与が開始された。本市では民有地を対象とする樹林の維持管理への充当を優先するとし、民有緑地維持管理助成事業を創設した。 ○「鎌倉市緑の基本計画」では、緑の適切な維持管理をこれまで以上に重要なものとし施策を位置付けている。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>民有緑地維持管理支援の現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○緑地の維持管理のための、土地所有者の金銭的負担、維持管理の必要性を認識していない所有者の存在、所有者不明山林や測量や境界の確定が未実施の土地の存在。 ○緑地の一部は急傾斜地となっており、ボランティアが作業する場合の安全性の確保が困難なところが多い。 ○保存樹木等、緑地保全契約、樹林管理事業、民有緑地維持管理助成事業など複数の制度があり、緑地の所有者にとっての使いやすさの確保と、より効果的に緑地の維持管理に繋がる制度の構築が課題。 </div> <pre> graph LR A["検討の背景 ..."] --> B["民有緑地維持管理支援の現状と課題 ..."] B --> C["効果的な支援策の再構築"] </pre>
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(平成9年(1997年)7月4日施行) ・鎌倉市緑地保全事業推進要綱(平成元年(1989年)10月2日) ・鎌倉市樹林の管理に関する要綱等

緑地保全推進地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度適用までのつなぎ策として、緑地保全推進地区を指定するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地保全に係る法制度適用の予定を踏まえた運用を進めます。 ・法制度適用後の緑地保全推進地区的取り扱いについては、つなぎ策としての趣旨を踏まえて、指定の変更又は解除を行います。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例

緑地寄附受け入れ基準	
内容	・緑地所有者からの寄附の申出に対する基準等を定めて、緑地の適正な保全を図るものです。
方針	・社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、個人・企業・団体等からの緑地寄附の申し入れに対し、土地寄附手続きフロー等に基づき対応します。

市民の自主的なまちづくりの提案等と連携した緑地保全	
内容	・市民との連携による緑化・緑地保全の取組として、地域住民が一定の合意の下に緑化や緑地保全を含むまちづくりの提案等(都市計画法に基づく地区計画、都市緑地法に基づく緑地協定、鎌倉市まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画等)を行うものについて、自発的な緑化・緑地保全への支援をするとともに、手続きを経た上で、当該緑地を保全すべき緑地とすることを検討するものです。
方針	・暮らしを支え豊かにする緑の確保、生き物を育む緑のネットワーク形成に寄与させるため、新たな取組として運用を目指します。 ・緑地については、市民が主体となった維持管理を原則とします。
備考	【関係法令等】 ・都市計画法(昭和 43 年(1968 年)6 月 15 日法律第 100 号) ・都市緑地法 ・鎌倉市まちづくり条例(平成 23 年(2011 年)10 月 6 日)

4) 緑地保全財源の確保

緑地保全基金	
内容	・緑の保全に係る事業の円滑な推進を図るため、その財源となる基金を設置するものです。 ・市指定の特別緑地保全地区や、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例等に基づく制度や事業の対象となる緑地に対して、基金を活用した土地の買入れなどを行うことにより、緑地の永続的な保全を目指すものです。
方針	・保全すべき緑地の確保の施策推進に必要な土地の買入れに活用します。 ・基金の活用にあたっては、法指定時期を見極めた上で、国庫補助等の活用による緑地の買入れ等を検討します。 ・ふるさと寄附金制度と連携して、寄附増加に努めます。
備考	・累計積立総額は 13,466,312 千円、使用総額が 13,011,451 千円(平成 29 年度末現在) ・令和元年度(2019 年度)末現在での土地の買入れ総面積は約 121.57ha

市民公募債(グリーンボンドの活用)	
内容	・広く市民に債権の購入を求め、都市公園・緑地の整備財源等に充てるものです。 ・グリーンボンドは、地方自治体等が行うグリーンプロジェクトに対して、それに要する資金を調達するために発行する債券をいいます。 ・グリーンボンドへの投資者は、ESG 投資(環境・社会・統治の視点を考慮した投資)を考えている年金基金、機関投資家・個人投資家、投資の運用を行う運用機関等を想定します。
方針	・今後、グリーンボンド活用の効果や投資効果の高いプロジェクトの選定等を検討し、事業化に繋げます。
備考	・平成 15 年(2003 年)12 月、住民参加型ミニ市場公募債「鎌倉みどり債」(総額 20 億円)を発行

5) 緑地の質の向上

確保緑地の適正整備事業	
内容	・特別緑地保全地区等の緑地を適正に整備して、生物多様性保全にも寄与する質の高い緑地を創造していくものです。
方針	・特別緑地保全地区及びその候補地で、放置することにより荒廃の恐れがある緑地を対象に、間伐・除伐・倒木処理等の維持管理作業を行います。
備考	・平成21年度(2009年度)から常盤山・梶原五丁目・天神山の特別緑地保全地区で事業を実施

自然環境調査(検討)	
内容	・緑地の保全・再生に向けた取組を効率的に推進するため、その基本データとなる流域の自然環境の実態を把握するために行うものです。
方針	・平成15年(2003年)にまとめた自然環境調査を踏まえ、「種の地域性」に配慮した自然環境の保全・回復につながる調査を行います。 ・鎌倉広町緑地では、市民によるモニタリング調査を継続します。 ・土砂災害防止や二酸化炭素吸収の観点に立った、樹林地の荒廃の状況、危険木の分布、林齢等の調査を行います。 ・財政状況を踏まえながら、緑化推進専門委員や市民ボランティアなどによる定期的なモニタリングの実施を進めます。 ・モニタリング調査のためのチェックリストの作成を検討します。
備考	・「鎌倉市の植生」(昭和48年(1973年)) ・「鎌倉市緑の現況調査 植生調査報告書(昭和62年(1987年)) ・平成15年(2003年)3月 緑の基本計画で保全対象とした緑地に対して鎌倉市自然環境調査を実施

森林の整備方針等に基づく緑地の維持管理	
内容	・市域の森林を、生物多様性保全・土砂災害防止・二酸化炭素吸収機能維持等の観点に立って、適正に保全し、維持管理していくための基本となる方針等を定めるものです。 ・災害防止や生態系の保全再生等の機能が發揮される森づくりや維持管理を推進するため、市有緑地の維持管理を行います。
方針	・生物多様性保全等の緑地の機能を損なわない範囲で、鎌倉市景観計画にも配慮した緑地の管理方針と保全管理プログラムを作成します。 ・環境保全型、景観・歴史的風土保全型、防災型、ふれあい・利活用型等の森林の立地タイプに応じた森林整備の目標と方針を定めます。 ・市が所有する緑地については、別途策定した「鎌倉市緑地維持管理計画」に沿って、計画的な維持管理を行います。
備考	・平成31年(2019年)鎌倉市緑地維持管理計画を策定。 ・令和3年(2021年)鎌倉市森林の整備方針を作成。

緑地保全・管理の広域的対応	
内容	・国・県・関係自治体との連携により、保全すべき緑地の管理を充実させるものです。
方針	・歴史的風土保存計画に基づく樹林管理(歴史的風土の積極的な保存措置としての植生管理)を要請します。 ・近郊緑地保全計画に基づく樹林管理(積極的な保全措置としての植生管理)を要請します。 ・国・県の樹林管理事業への参画とともに、緑地管理に関する広域的な連絡調整機関の設置を要請します。

6) 都市公園等の整備

街区公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する、市民にとって最も身近な都市公園です。 ・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、街区公園の少ない地域を中心に配置を検討します。 ・周辺の都市公園間の整備状況を考慮して、生産緑地地区の活用などを検討します。 ・街区公園の少ない地域・地区に設置するとともに、地域住民の幅広い利用に対応できるように再整備するものです。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法(昭和31年(1956年)4月20日法律第79号) ・鎌倉市都市公園条例(昭和41年(1966年)10月20日)

近隣公園・地区公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣公園は、主として近隣に居住する者の利用に供すること、地区公園は、主として徒歩圏に居住する者の利用に供することを目的とした都市公園です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画との整合を図りながら、都市公園用地の確保が見込まれる土地を持つ、大船・深沢・玉縄・腰越地域の市街地を中心に配置を検討します。 ・国の社会資本整備重点計画(都市公園事業)や都市計画中央審議会の答申「歩いて行ける範囲内の公園のネットワークの整備」に沿って、近隣公園・地区公園の整備を推進します。 ・近隣公園の配置が難しい地区では、地区公園や総合公園で対応します。 ・防災・減災機能の充実を図ります。 ・(仮称)関谷公園の整備を検討します。 ・各公園の詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法 ・鎌倉市都市公園条例

総合公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉海浜公園の整備に取り組みます。 ・鎌倉市民のレクリエーション活動や、自然環境の保全の拠点となる総合公園を整備するものです。 ・各公園の詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法 ・鎌倉市都市公園条例

風致公園・歴史公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市域に分布する眺望地点、谷戸、水辺地、庭園、歴史的遺産などの自然資源、歴史文化資源の一部を、鎌倉市の自然や歴史文化とのふれあいの場となる風致公園、歴史公園として整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉中央公園拡大区域(名称：山崎・台峯緑地)(風致公園)、夫婦池公園(風致公園)の整備に取り組みます。 散在ガ池森林公園(拡大候補地)の整備に取り組みます。 旧華頂宮邸、扇湖山荘の風致公園等としての整備を検討します。 史跡永福寺跡、史跡北条氏常盤亭跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)等を将来的な歴史公園としての整備を検討します。 歴史文化・自然とのふれあい機能の充実を図ります。 各公園の詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法 鎌倉市都市公園条例 神奈川県文化財保護条例 鎌倉市文化財保護条例

都市林	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市街地及びその周辺部でまとまった面積を有する樹林地などを、その自然環境の保護・保全・復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置し、都市林として整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 鎌倉広町緑地の整備に取り組むと共に、自然とのふれあい機能の充実を図ります。 都市林の詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法 鎌倉市都市公園条例

都市緑地	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 身近な生活空間での緑の充実を図るため、既存の都市緑地を整備するとともに、新たな開発事業に伴う市管理の緑地等を都市緑地として位置付け、整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の機能を損なわない範囲での活用を図ります。 市管理の緑地を都市緑地として位置付けるとともに、このうち一定の面積を有し、利用可能なものについては、整備・供用を図ります。 山崎・台峯緑地、(仮称)腰越2号緑地、山ノ内宮下小路緑地の都市緑地としての整備に向けた取組を推進します。 法に基づく買入れや、寄付を受け新たに市有地となった緑地を維持管理します。 主な都市緑地の詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法 鎌倉市都市公園条例

景観重要建造物等と一体となった都市公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的に建築物と庭園を一体化し、都市公園として整備するものです。 公園施設の上限(建ぺい率2%)に、20%の上乗せ特例が認められます。 対象となる建築物は、国宝・重要文化財指定建築物、登録有形文化財登録建築物、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物等です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 景観重要建造物の指定、登録有形文化財の登録等の状況に応じて、旧華頂宮邸、扇湖山荘の都市公園等としての整備を検討します。 その他、新たな景観重要建造物指定等との連携により進めます。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法 景観法(平成16年(2004年)6月18日法律第110号) 文化財保護法 地域における歴史的風致の維持向上に関する法律(平成20年(2008年)5月23日法律第22号)

借地公園	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 土地所有者が都市公園として土地を提供しやすくするため借地契約が終了した場合には、都市公園を廃止できるもので、期間限定の都市公園を設置することができるものです。 無償貸付けの場合、非課税や相続税の評価減など、土地所有者に対する税制優遇制度があります。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情等に応じて、借地公園による都市公園の設置の可能性を検討します。

開発行為に伴う公園・緑地の設置	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法では、原則として事業区域が3,000m²以上の開発事業に対しては、公園、緑地又は広場を確保することとしています。 この制度を活用し、開発事業に伴う公園・緑地を整備し、地域住民に供するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 法令等の基準に沿って公園整備を進めます。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例(平成14年(2002年)9月)

身近な都市公園の再編整備(検討)	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 設置後30年以上が経過している公園が全体の約6割を占め、施設の更新や公園のリニューアルが必要な状況になっています。 このような現状や市民の公園整備・利用に対する要望等を踏まえ、身近な公園の公園施設の見直しや、地域の特性に応じた公園の適正配置などを行っていくものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 複数の公園が近接している地区での公園機能の転換や施設の集約化を検討します。 市民の公園整備に対するニーズを踏まえ、公園施設の見直し等、公園の再整備の必要性を整理します。 市民のニーズも踏まえながら、地域の特性に応じた身近な公園の適正配置、特色ある公園づくりなどを進めます。

青少年広場等	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市域には市街化区域内に 31箇所の児童遊園、子どもの広場、子どもの遊び場、青少年広場が設置されています。これらの都市公園に準ずる青少年広場等を、公園の不足する市街地での交流・活動の場として活用するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 周辺市街地の状況や住民のニーズを踏まえ、新たな機能の導入や環境の改善に取り組みます。 身近な公園の再編整備にこれらの児童遊園等を含め、機能の転換等を検討します。 可能なものから、順次、都市公園としての供用開始を検討します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市公園法 鎌倉市都市公園条例 鎌倉市児童遊園に関する規則

7) 都市公園等の質の向上

公園施設長寿命化計画	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 既設の都市公園施設について、今後の老朽化の進行に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理の下で、既存施設の修繕・更新などの長寿命化対策を計画的に行うものです。 平成 31 年(2019 年)3 月に策定した「鎌倉市公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に公園施設の補修や更新等を行っていくものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 既存公園施設の健全度調査等を踏まえ、重要度・緊急度を考慮して施設の更新を進めます。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園施設長寿命化計画策定指針(案) 国土交通省 平成 24 年度(2012 年度) 公園施設長寿命化計画策定指針(案)改訂版 平成 30 年度(2018 年度) 平成 31 年(2019 年)鎌倉市公園施設長寿命化計画の策定

■コラム 森林環境譲与税

森林環境税は、平成 30 年（2018 年）5 月に成立した森林経営管理法を踏まえ、COP21(第 21 回気候変動枠組条約締約国会議)で成立したパリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、創設されたものです。

森林環境譲与税は、森林環境税を財源として市町村の私有人工林面積、林業就業者数、人口に応じて市町村に財源を譲与されるもので、令和元年度から譲与が開始されました。

使途は、森林整備、森林整備を担う人材育成や確保、木材利用の推進等に限定されています。

8) 民間活力による公園施設の設置・管理

公園設置者以外の者による公園施設の設置・管理、公園の活性化に関する協議会	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度により、都市公園の管理を行う団体を指定し、民間事業者のノウハウを活用した、効果的・効率的で、より質の高い公園の管理運営を行うものです。 ・都市公園の管理運営の質の向上を目的として、都市公園の機能の増進に資する場合について、私人・民間事業者・地方公共団体・公益法人・NPO 法人・中間法人等を幅広く対象として、公園施設の設置又は管理を許可するものです。 ・公園施設の公募設置管理制度(Park-PFI 制度)は、飲食店や売店等の利用者の利便につながる収益施設の設置と、その収益を活用して公園施設の整備・改修を一体的に行う者を、公募により選定する制度です。 ・これにより、都市公園に民間の投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上と公園利用者の利用の増進を図るものです。 ・公園協議会は、公園利用者の利便の向上を図るために、公園管理者と地域の関係者等とが必要な協議を行うための組織です。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園においては、指定管理者制度による維持管理を継続します。 ・公園施設の設置管理許可制度及び公募設置管理制度の活用を検討します。 ・必要に応じて公園協議会の設置を検討します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法 ・地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)



出典:国土交通省 都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン

図 4-12 公園施設の公募設置管理制度(Park-PFI 制度)

9) その他のオープンスペースの充実

まちづくり空地の整備	
内容	・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例に基づき、商業系地域及びその他計画的な市街地整備を行う上で、特に重要と認める地区において開発事業を行なおうとするときに、まちづくり空地を設置するよう誘導するものです。
方針	・まちづくり空地の設置を誘導します。
備考	【関係法令等】 ・鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例

市民緑地設置管理計画認定制度	
内容	・緑地保全・緑化推進法人や都市再生推進法人などの民間主体が、市民緑地の設置管理計画について市長の認定を受け、公園的機能を備えたオープンアクセスの市民緑地を設置・管理するものです。
方針	・NPO 法人や企業による認定市民緑地の設置を進めます。
備考	【関係法令等】 ・都市緑地法

総合設計制度による公開空地等の整備	
内容	・都市計画法、建築基準法に基づく総合設計制度を活用して、良好なオープンスペースを創出するものです。
方針	・制度の適正な運用を行います。
備考	【関係法令等】 ・都市計画法 ・建築基準法(昭和 25 年(1950 年)5 月 24 日法律第 201 号)

ウォーカブル推進都市	
内容	・官民が協力して、居心地が良く歩きたくなるまちづくりを進めるものです。
方針	・市域全体を対象として取組を進め、特に都市拠点を構成する鎌倉駅周辺拠点、大船駅周辺拠点、深沢地域国鉄跡地周辺拠点での活用を検討します。
備考	【関係法令等】 ・都市再生特別措置法(平成 14 年(2002 年)7 月 13 日法律第 85 号)



出典: 一体型滞在 快適性等向上事業に基づく税制特例の活用に関するガイドライン ガイドライン 国土交通省

図 4-13 一体型滞在快適性等向上事業

遊歩道等の整備	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 街路樹の植栽が可能な都市計画道路等については、歩道等への植栽に努めるとともに、市街化区域におけるレクリエーションルート、災害時の避難路としての機能を持たせます。 既設ハイキングコースに加え、丘陵地内や河川周辺を利用した新たな遊歩道を整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 河川周辺のプロムナード化など、都市公園、緑地、緑と一体となった歴史的建造物などの資源との繋がりを考慮した、遊歩道等の整備・充実を図ります。 都市計画道路等の整備にあわせた、歩道の整備・充実を図ります。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路法(昭和 27 年(1952 年)6 月 10 日法律第 180 号) 道路構造令

10) 緑化に係る法制度

緑化地域	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 良好な都市環境の形成に向けた緑の創出を目的として、用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地等において緑化を推進する必要がある地区を対象に緑化地域を指定して、建築物の新築・増築に対して敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けるものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内の用途地域が定められた土地の区域のうち、緑化が不足している地区に対して、指定を検討します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市緑地法

風致地区・開発事業区域内等の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 風致地区内の行為に伴う緑化、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例、鎌倉市特定土地利用条例に基づく開発事業に伴う緑化を行うものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かで快適な居住環境の形成を図るため、風致地区及び開発事業区域内等での緑化を推進します。 既存植生や周辺緑地の植生に配慮するなど、地域の特色を反映した開発事業に伴う緑化を推進します。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 鎌倉市風致地区条例 鎌倉市開発事業における手續及び基準等に関する条例 鎌倉市特定土地利用における手續及び基準等に関する条例

景観地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の良好な景観を形成するため、都市計画に景観地区を定め建築物の高さ・形態意匠・色彩等を制限するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> 指定対象区域である鎌倉景観地区及び北鎌倉景観地区では、地区区分に沿って、背景の山並み等の自然環境との調和や既存樹木の保存、敷地内の緑化等に配慮した景観形成に努めます。
備考	<p>【関係法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 景観法 鎌倉市都市景観条例

緑化重点地区	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画で緑化重点地区を設定し、同地区内における市民との連携によるまちづくり事業、市民が主体となるまちづくりの提案等による緑化やオープンスペースの創出を支援し、地区内の環境の維持・向上をめざす制度です。 ・都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地、都市の風致の維持が特に重要な地区など、重点域に緑化の推進に配慮を加えるべき地区を定め、緑化施策を講じるものです。 <p>※緑化重点地区は、都市計画法により指定する地域地区とは異なり、緑の基本計画で設定するもので、土地利用の規制を伴う地区ではありません。</p>
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や企業等と連携して市街地全体の緑化を推進します。 <p>※詳細は、第5章 特定地区の保全・整備・緑化の方針に記載しています。</p>

II) 公共施設の緑化

道路の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・河川を結ぶ市街化区域内での緑のネットワーク形成に向けて、今後整備する都市計画道路及び既設道路の緑化を行うものです。 ・既存の街路樹を良好に維持管理するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の都市計画道路の整備などにあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化に努めます。 ・既存の街路樹は、樹木の特性に応じた剪定、必要に応じた除草や補植などを行います。
備考	<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路法 ・道路構造令

河川環境の整備	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・潤いのある都市の形成を図るため、河川環境の回復と水質の浄化を図り、市民が水辺に親しめる水辺環境を整備するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する準用河川及び雨水幹線などの親水対策について、治水の機能を確保しつつ、鎌倉市景観計画に配慮した多自然型河川整備の推進と親水化、周辺のプロムナード化を推進します。
備考	<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法(明治29年(1896年)4月8日法律第71号)

公共施設の緑化	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地での緑の回復と都市景観の向上を図るため、市管理の公共建物敷地や都市公園等に対する緑化を推進するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての公共建物敷地を対象に、敷地規模や施設の特性にあわせ、鎌倉市景観計画に配慮した緑化を推進します。 ・様々なまちづくり事業と連携して、住民提案による緑化と連携した緑化を推進します。 ・屋外教育環境整備事業の活用などにより、学校校庭の芝生化・草地化を進めるとともに、緑の資源の活用と公共施設の緑化とのつながりにより、緑の回廊の形成を図ります。 ・街区公園を中心として、緑化面積が30%未満の都市公園について、都市公園の目的、周辺の緑地の配置、緑化の状況などに配慮した再整備にあわせた緑化を推進します。

鎌倉山桜並木保存計画

内容	・樹勢の低下が見られる鎌倉山の桜並木の保存を目的として、鎌倉山桜並木保存計画により、市と住民が個別に協定を締結して、病害虫の防除、支障木の枝切等の管理を行うものです。
方針	・鎌倉山桜並木保存計画に基づく管理行為を行うと共に、地域の状況に応じて見直しを行います。

I2) 市民が主体となる緑化への支援

まち並みのみどりの奨励事業

内容	・緑豊かなまち並み景観を創造するため、市民や企業などが敷地の接道部を緑化する場合に、その経費の一部を予算の範囲内で補助する制度です。補助の対象は接道部の生け垣や高木植栽等を含みます。
方針	・鎌倉市まち並みのみどり奨励事業補助金交付要綱に基づき、市民などによる接道緑化を支援します。 ・街路樹のある道路の沿道宅地の接道緑化など、既存の緑の存在効果を向上させることに配慮した制度の充実に努めます。
備考	【関連法令等】 ・鎌倉市まち並みのみどり奨励事業補助金交付要綱

自主まちづくり計画策定地区等での緑化

内容	・潤いと安らぎのある快適なまちづくりの実現に向けて、鎌倉市まちづくり条例に基づく「自主まちづくり計画策定地区」などの緑化を誘導するものです。
方針	・自主まちづくり計画策定地区などでの緑化について、適正な支援と誘導を行います。 ・自主まちづくり計画策定地区で緑化の取り決めがある場合は、まち並みのみどりの奨励事業の補助率を上げてます。
備考	【関連法令等】 ・鎌倉市まちづくり条例 ・鎌倉市まち並みのみどり奨励事業補助金交付要綱

地域提案型の公共施設の緑化

内容	・様々なまちづくり事業等と連携した市街地の緑化の一環として、地域提案型による公共施設の緑化を、鎌倉市景観計画に配慮して行うものです。
方針	・地域からの提案などに応じた公共施設の緑化を検討します。

オープン・ガーデンの支援(検討)

内容	・緑豊かなまち並みの創造の一環として、市民が庭や敷地を自発的に緑化し、オープン・ガーデンとして公開することを支援するものです。
方針	・市民による、暮らしを豊かにする緑化活動に対する支援を検討します。

I3) 緑化推進団体の育成と連携

ボランティアやトラスト運動との連携

内容	・公益財団法人鎌倉風致保存会などの連携による緑地保全を進めるとともに、各種団体等との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その活動の中心となる実施・運営機能を備えた組織づくりを目指すものです。
方針	・トラスト運動等との連携をさらに充実させ、緑地保全を推進します。

緑のレンジャーや担い手の育成

内容	<ul style="list-style-type: none">・確保した緑地の維持管理に対する市民との連携の一環として、緑の活動の第一線の担い手となる緑のレンジャーを育成するものです。・自然の生き物や草花とふれあうことで、自然に対する意識の高い緑のレンジャー(ジュニア)を育成します。
方針	<ul style="list-style-type: none">・緑のレンジャーの育成に努め、樹林地の管理活動やパトロールを実施します。・市民との連携による緑地の保全及び維持管理を推進する上で、その受け皿となる実施・運営機能を備えた公的な市民団体の育成を図ります。・緑のレンジャーの活動の場を広げ、地域に根付いた緑地管理支援組織として、緑地維持管理の担い手育成につなげていきます。・地域のボランティアリーダーやコーディネーターの育成・配置を進めます。
備考	<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none">・鎌倉市緑のレンジャー等実施要綱(平成8年(1996年)9月1日)

公園愛護会・街路樹愛護会・市民緑地愛護会等

内容	<ul style="list-style-type: none">・町内会・老人会・婦人会・子供会などが、市の要綱に基づいて街区公園等、街路樹、市民緑地の愛護活動を行うために結成する団体を育成するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none">・公園愛護会、街路樹愛護会、市民緑地愛護会の育成に努め、それぞれの維持管理活動を実施します。
備考	<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none">・鎌倉市街区公園等愛護活動実施要項(昭和56年(1981年)3月31日)・鎌倉市街路樹愛護会の設立等に関する要綱(平成4年(1992年)6月1日)・鎌倉市市民緑地愛護会設置要綱(平成21年(2009年)3月30日)

緑地保全・緑化推進法人

内容	<ul style="list-style-type: none">・NPO法人やまちづくり会社などの団体が緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)として緑地の保全や緑化の推進を行うものです。・民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化に対する取組を推進することができます。
方針	<ul style="list-style-type: none">・公的な緑化推進団体である緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)の育成を図ります。
備考	<p>【関連法令等】</p> <ul style="list-style-type: none">・都市緑地法

I4) 緑の知識の普及

緑の情報提供・緑化窓口の充実

内容	<ul style="list-style-type: none">・市のホームページや「鎌倉市のみどり」等を活用して、緑の基本計画に関する情報を提供する他、鎌倉中央公園の緑の相談コーナーなどで市民の緑化相談に幅広く対応するものです。
方針	<ul style="list-style-type: none">・市のホームページ、SNS等の活用、「鎌倉市のみどり」の概要版の配布等を通じて、実績の公表と情報提供の充実に努めます。・緑化窓口の充実に努め、樹木相談・緑化などの各種講習会に幅広く対応します。

緑の学校等講習会	
内容	・緑の知識の普及の一環として実施している「緑の学校」をはじめとして、緑に係る講習会などを開催するものです。
方針	・市民ボランティアの技術の向上に向けた、各種講習会の充実に努めます。 ・緑の学校、緑のレンジャーの受講修了者等を対象に講習会を実施し、地域住民の自発的な緑化活動の中 心となる緑化指導者を育成します。 ・緑に係る講習会の開催を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を行政が後援します。

学校での環境教育との連携	
内容	・本市の自然に対する知識を向上させるため、学校教育の場において子供たちが楽しみながら自然の重要 性等を学べる、実践的な環境教育活動や自然観察会などを実施するものです。
方針	・教育活動との連携に努めます。

I 5) 緑に対する意識の高揚

緑のポスターコンクール等	
内容	・緑に対する意識の高揚の一環として、緑化・緑地保全に関するポスターコンクール、市の木・市の花の 普及、記念樹の配布、鎌倉緑の 50 選の指定などを実施するものです。
方針	・各種キャンペーンの充実に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等のキャンペーンを市が支援していくことを検討します。

緑化パンフレット等の配布	
内容	・緑に関する情報伝達のメディアとして、市民の要望に沿った各種の緑化パンフレットなどを作成し、配 布するものです。
方針	・各緑化パンフレット等の内容の充実に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を市が支援していくことを検討します。

緑化まつり等の開催	
内容	・緑を含む環境意識の高揚の高揚に向けたイベント事業として、鎌倉市緑化まつり等を開催するものです。
方針	・「鎌倉市緑化まつり」等の充実に努めます。 ・現在の事業を推進するとともに、市民団体等の同様の活動を市が支援していくことを検討します。
備考	【関連法令等】 ・鎌倉市緑化まつり実行委員会設置要綱

緑の顕彰制度	
内容	・鎌倉市の緑地保全・緑化に功績のあった個人や団体を表彰するものです。
方針	・鎌倉市表彰規則に基づく表彰制度をはじめ、現行の制度を積極的に活用し、必要に応じて新たな表彰制 度の制定を検討します。 ・地域住民等が自らの生活空間の緑を豊かにする担い手として緑化を推進し、そうした活動の成果を評価・ 認定し支援する仕組みづくりを検討します。
備考	【関連法令等】 ・鎌倉市表彰規則（平成 26 年(2014 年)7 月 24 日）

■表 4-2 地域制緑地等の指定目標

種別 面積(約 ha)	計画策定時		計画改定時		中間年次		目標年次		将来都市像	
	平成 7 年 (1995 年)		令和 4 年 (2022 年)		令和 13 年 (2031 年)		令和 23 年 (2041 年)			
	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域
歴史的風土 保存区域	箇所数 面積	5 161.9	5 956	5 176	5 989	5 176	5 989	5 176	5 989	5 176
	備考			市街化区域は GIS 計測値(逗子市分約 6.8ha を含む)						
歴史的風土 特別保存地 区	箇所数 面積	— —	13 570.6	— —	13 573.6	— —	13 775.4	— —	13 775.4	— —
	備考			約 201.8ha の指定拡大を要請						
近郊緑地保 全区域	箇所数 面積	1 26	1 243	1 26	1 294	1 26	1 294	1 26	1 294	1 26
	備考			市街化区域は GIS 計測値						
近郊緑地特 別保全地区	箇所数 面積	— —	0 0	— —	1 131	— —	1 131	— —	1 131	— —
	備考									
風致地区	箇所数 面積	1 1,095.6	1 2,185	1 1,095.6	1 2,194	1 1,095.6	1 2,194	1 1,095.6	1 2,194	1 1,266.1
	備考									1 2,364. 5
特別緑地保 全地区	箇所数 面積	0 0	0 0	10 41.5	11 49.4	11 45.3	12 53.2	11 45.3	12 53.2	17 84.4
	備考			GIS 計測値 市街化 調整区域：城廻地 区の一部(3.3ha) + 梶原五丁目地区 (4.6ha) = 7.9ha						18 92.3
緑地保全地 域	箇所数 面積	/	/	/	/	— —	— —	— —	— —	— —
保安林	面積	2.8	171	2.8	171	2.8	171	2.8	171	— —
	備考									
農用地区域	箇所数 面積	— —	1 46.9	— —	1 46.9	— —	1 46.9	— —	1 46.9	— —
	備考									1 46.9
生産緑地地 区	箇所数 面積	149 18.1	149 18.1	136 17.1	136 17.1	136 17.1	136 17.19	136 17.1	136 17.1	136 17.1
	備考									
特定生産緑 地地区	箇所数 面積	/	/	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
	備考									
緑地保全推 進地区	箇所数 面積	/	/	6 15.3	7 36.4	6 15.3	7 36.4	6 15.3	7 36.4	0 0
	備考			市街化区域は GIS 計測・つなぎ策であるため法制度適用後に指定解除の方針						
保存樹林	面積	3.9	364.10	3.9	241.50	3.9	241.50	3.9	241.53	— —
	備考									

■表 4-3 施設緑地の整備目標^{※1}

種別 面積(約 ha)	計画策定時		計画改定時		中間年次		目標年次		将来都市像	
	平成 7 年(1995 年)		令和 4 年(2022 年)		令和 13 年(2031 年)		令和 23 年(2041 年)			
	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域	市街化区域	都市計画区域
街区 公園	箇所数 面積 m ² /人	162 16.0 0.9	165 18.0 1.1	232 20.8 1.2	235 21.6 1.3	233 20.9 1.3	236 21.7 1.3	233 20.9 1.4	236 21.7 1.4	233 20.9 21.7
	備考			未供用部分の供用開始						
近隣 公園	箇所数 面積 m ² /人	0 0 0	0 0 0	2 1.4 0.1	2 1.4 0.1	2 1.4 0.1	2 1.4 0.1	2 1.4 0.1	2 1.4 0.1	2 1.4 1.4
	備考			岩瀬下関防災公園 0.9ha、笛田一丁目公園 0.5ha						
地区 公園	箇所数 面積 m ² /人	1 1.9 0.1	2 11.4 0.7	1 5.9 0.3	2 15.4 0.9	1 5.9 0.4	2 15.4 0.9	1 5.9 0.4	2 15.4 1.0	1 5.9 18.3
	備考			源氏山公園(9.5ha)調整 9.5ha、笛田公園(5.9ha)						(仮称) 関谷公園(2.9ha) 調整 2.9ha(GIS 計測)
総合 公園	箇所数 面積 m ² /人	1 5.0 0.3	1 7.0 0.4	1 4.3 0.3	1 7.0 0.4	1 6.6 0.3	1 28.2 0.4	1 6.6 0.3	1 28.2 0.4	1 6.6 28.2
	備考			未供用部分の供用開始						
運動 公園	箇所数 面積 m ² /人	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0
	備考									
基幹 公園 計	箇所数 面積 m ² /人	164 22.9 1.3	168 36.4 2.1	236 33.1 1.9	240 45.4 2.7	237 33.2 2.0	241 45.5 2.8	237 33.2 2.1	241 45.5 2.9	237 34.7 242 69.6
	備考									
風致 公園	箇所数 面積 m ² /人	0 0 0	1 12.9 0.8	2 58.1 3.4	4 77.6 4.5	2 58.1 3.6	4 77.6 4.8	2 58.1 3.7	4 77.6 4.9	4 58.6 103.3
	備考	散在ガ池森林公园 12.9ha 調整 12.9ha		散在ガ池森林公园 12.9ha 調整 12.9ha 鎌倉中央公園 51.2ha 夫婦池公園 6.6ha 調整 6.6ha 六国見山森林公园 6.9ha						散在ガ池森林公园 32.3ha 調整 32.3ha 鎌倉中央公園 51.2ha 夫婦池公園 7.7ha 調整 7.7ha 六国見山森林公园 6.9ha (仮称) 華頂宮公園 0.5ha (仮称) 扇湖山莊公園 4.7ha 調整 4.7ha(GIS 計測)
歴史 公園	箇所数 面積 m ² /人	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	0 0 0	2 1.0 21.3
	備考									(仮称) 永福寺公園 8.7ha 調整 8.7ha (仮称) 北条氏常盤亭公園 11.5ha 調整 10.6ha 御谷公園 1.1ha 調整 1.0ha(GIS 計測)
都市 緑地	箇所数 面積 m ² /人	6 4.1 0.2	6 6.2 0.4	7 4.8 0.3	7 6.9 0.4	9 14.0 0.9	9 16.1 1.0	9 14.0 0.9	9 16.1 1.0	10 20.3 10 29.4
	備考	淨明寺緑地 4.24ha 調整 2.1ha 手広 1-1 号緑地 0.01ha 手広 1-2 号緑地 0.02ha 津 1 号緑地 0.95ha 津 2-2 号緑地 0.01ha 津 2-1 号 緑 地 (H27.4.1 鎌倉広町緑地に編入) 0.96ha		淨明寺緑地 4.24ha 調整 2.1ha 手広 1-1 号緑地 0.01ha 手広 1-2 号緑地 0.02ha 津 1 号緑地 0.95ha 津 2-2 号緑地 0.01ha 山ノ内西瓜ヶ谷緑地 1.4ha 山ノ内東瓜ヶ谷緑地 0.3ha						淨明寺緑地 13.4ha 調整 9.0ha 手広 1-1 号緑地 0.01ha 手広 1-2 号緑地 0.02ha 津 1 号緑地 0.95ha 津 2-2 号緑地 0.01ha (仮称) 腹越 2 号緑地 4.0ha (GIS 計測)、山ノ内西瓜ヶ谷緑地 1.4ha、山ノ内東瓜ヶ谷緑地 0.4ha、山崎・台峯緑地 8.9ha 山ノ内宮下小路緑地 0.3ha
都市 林	箇所数 面積 m ² /人			1 45.4 2.7	1 48.0 2.8	1 45.4 2.8	1 48.1 3.0	1 45.4 2.9	1 48.1 3.1	1 45.4 2.9 1 3.1
	備考	鎌倉広町緑地 48.0		鎌倉広町緑地 48.1						
都市 公園 合計	箇所数 面積 m ² /人	170 27.0 1.5	175 55.5 3.2	246 141.4 8.3	252 177.9 10.4	249 150.7 9.2	255 187.3 11.5	249 150.7 9.6	255 187.3 11.9	254 162.7 261 263.0
	備考									
児童遊 園等	箇所数 面積 m ² /人	43 8.7 0.5	46 8.8 0.5	32 3.7 0.2	32 3.7 0.2	32 3.7 0.2	32 3.7 0.2	32 3.7 0.2	32 3.7 0.2	32 3.7 3.7
	備考									
施設 緑地 合計	箇所数 面積 m ² /人	213 35.7 2.1	221 64.3 3.8	278 145.1 8.5	284 181.6 10.6	281 154.4 9.5	287 191.0 11.7	281 154.4 9.8	287 191.0 12.2	286 166.4 293 266.7
	備考									

*1 1人当たりの面積は、人口規模を平成 7 年（1995 年）は 17.0 万人、令和 3 年（2021 年）に 17.1 万人、令和 12 年（2030 年）に 16.3 万人、令和 22 年（2040 年）に 15.7 万人で設定しています。なお、ここで用いる将来人口推計の数値は、平成 30 年度に実施した簡易人口推計（2019 年 3 月 18 日時点）の数値で、平成 27 年（2015 年）から平成 29 年（2017 年）の人口増減をベースに、社会移動が収束していくと見込んだトレンド推計です。

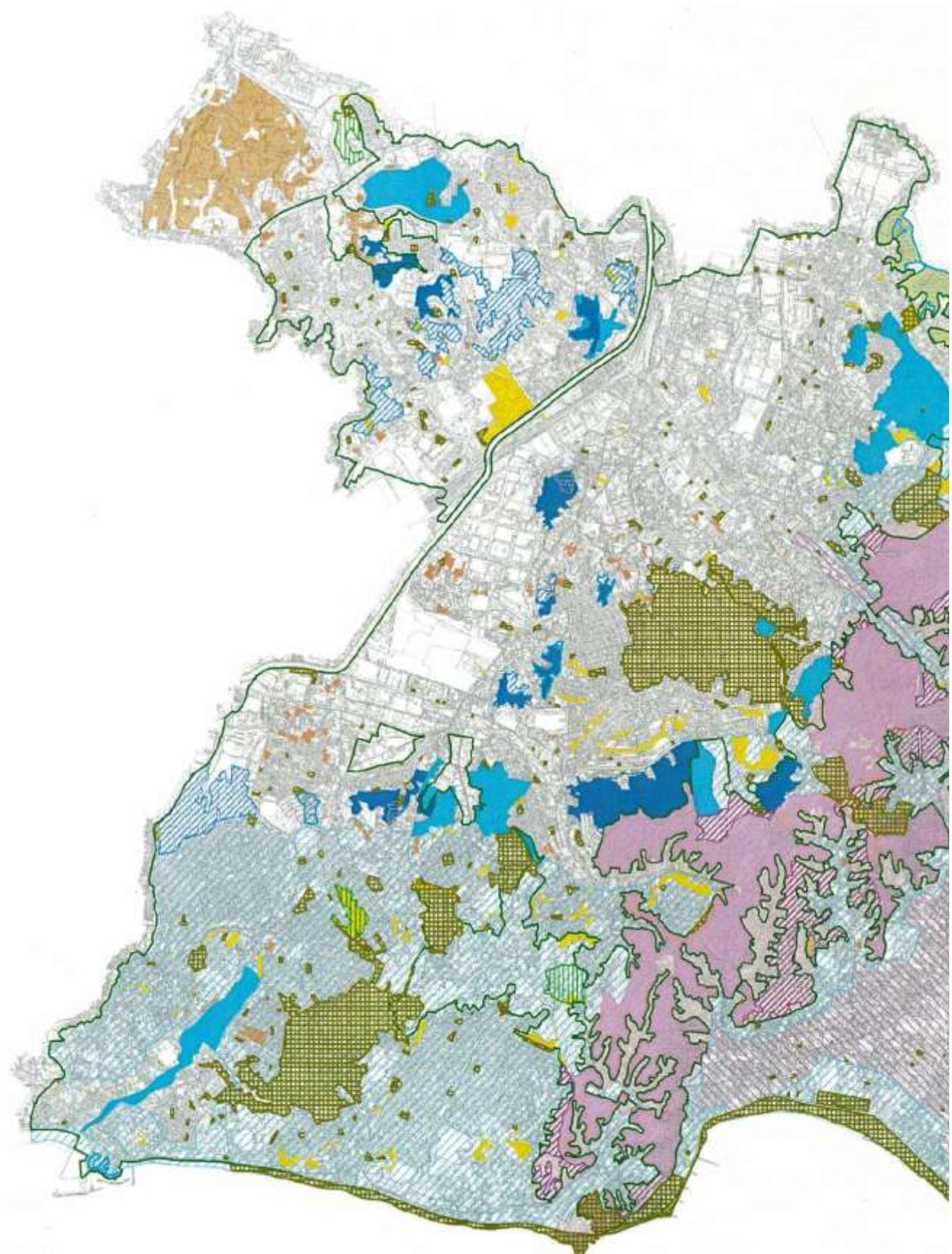


図 4-14 緑の基本計画がめざす緑地指定等の方針図

